

商品概要説明書

退職金定期貯金（アクティブ50）

（2019年10月1日現在）

商品名	・スーパー定期貯金＜単利型＞ （愛称：アクティブ50）
ご利用いただける方	・預入時に満50歳以上の個人のみ ・退職所得の「源泉徴収票」等退職金を確認できる資料をご提示いただける方
期間	・定型方式 1年（非自動継続）
預入方法 （1）預入方法 （2）預入金額 （3）預入単位 （4）預入時期	・一括預入 ・1口300万円以上（かつ退職金に限る。） ・1円単位 ・退職後1年以内の預入
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 （1）適用金利 （2）計算方法 （3）税金 （4）金利情報の入手方法	・預入時の適用金利を満期日まで適用します。（この適用金利は初回のみで満期日以後その時点のアクティブ50に継続書替できません。） ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・2.0%（国税1.5%、地方税0.5%）※の分離課税となります。 ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ・金利は、窓口でお問合せください。
手数料	—
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金の利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×20%
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または事業管理部（電話：072-924-6633）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。

	<p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合事業管理部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031）（※）</p> <p>そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会（詳しくは上記当組合事業管理部にお問い合わせください。）</p> <p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品のご利用は、1人1店舗でのお取扱いとします。 ・本商品の名義は本人名義に限ります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A大阪中河内